

○仙北市中小企業活性化支援事業補助金交付要綱

平成 29 年 3 月 24 日告示第 44 号

改正

令和 7 年 4 月 1 日

仙北市中小企業活性化支援事業補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、地域資源を活用した活力ある地域社会の形成を図るため、市内中小企業の起業や事業拡張等に要する経費に対し、仙北市補助金等交付規則（平成 17 年仙北市規則第 39 号）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付することで産業の振興及び雇用の創出を図り、もって地域の内発的発展力を高めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 中小企業基本法（昭和 38 年 7 月 20 日法律第 154 号）第 2 条に規定するものをいう。
- (2) 起業 事業を営んでいない個人や法人が新たに事業を展開する場合を指し、通年の事業計画が堅実で事業の継続性、収益性が見込まれるものをいう。
- (3) 新分野進出 既に行っている事業を継続しながら、その事業とは全く違う分野に新たに進出する場合を指し、通年の事業計画が堅実で事業の継続性、収益性が見込まれるものをいう。
- (4) 事業拡張・生産性向上 既に行っている事業に対し、新たな設備投資等を行って規模拡大や生産力の向上を図る場合を指し、通年の事業計画が堅実でかつ増収増益が見込まれるものをいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、起業、新分野進出又は事業拡張・生産性向上（以下、「起業等」という。）する者のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 個人においては事業主、法人においては代表者が本市に住所を有し、かつ、市内に本店若しくは主たる事業所又は工場を有し継続的に事業を行うこと。ただし、日本標準産業分類（令和 5 年総務省告示第 256 号）における製造業又は情報通信業を営む中小企業のうち、市長が特に認める場合はその限りではない。
- (2) 個人においては事業主、法人においては法人及びその代表者が、納期の到来した市税を完納していること。
- (3) 仙北市内で実施し、その事業の実現が確実であること。
- (4) 許認可等を必要とする業種にあっては、既に当該許認可等を受けていること。

(5) 事業を営んでいない個人が起業する場合は、仙北市商工会、その他の支援機関等が実施する創業塾、経営指導等を起業前に受講している者、または起業後、申請の同一年度内に受講しようとする者であること。

2 前項に該当する者のうち、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者から除くものとする。

(1) 前年度において仙北市中小企業活性化支援事業補助金の交付を受けた者。

(2) 次条に規定する補助対象事業が商工課所管の補助制度以外の市の補助制度等の対象となるとき。

(3) 市外で事業を営む場合。

(4) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業を行う場合。

(5) 補助対象者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第5号に規定する暴力団の構成員で、又は将来にわたって該当する者。また、暴力団、暴力団員が、補助対象者の経営に事実上参画している者。

(6) その他市長が適切でないと判断する事業を実施しようとするとき。

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下、「補助対象事業」という。）は、仙北市内で実施し、かつ3年以上の継続が見込まれる事業で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 起業等する事業で別表1の業種に該当しないこと。

(2) 起業等する事業が関係法令又は公序良俗に反することなく、地域産業の活性化に寄与するものであること。

(3) 起業等する事業に要する経費で消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）を含まない額が、60万円以上のものであること。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条の補助対象事業に係る経費で別表2に掲げる経費とし、消費税を含まない額とする。ただし、原則として中古品は対象外とする。

（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、次の各項の定める額とする。

2 補助対象経費の3分の1以内とし、100万円を限度とする。

3 補助金の交付回数は、起業等及び個人、法人（実態として同一とみなされる事業者を含む。）の区分にかかわらず年度内1回限りとする。

4 補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

5 他の団体で実施している他の補助制度等と併用する場合は、補助対象経費から当該補助額を減じた額が第4条第3号に該当するときは、その額を補助対象経費とする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業の手續に着手する前に、仙北市中小企業活性化支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、次項に定める期間内に申請しなければならない。

- （1）事業計画書（様式第2号）
- （2）納税証明書（個人の場合は事業主、法人の場合は法人及び代表者のもの）
- （3）住民票の写し（個人の場合は事業主、法人の場合は代表者のもの）
- （4）許認可等が必要な業種は当該許認可証等の写し
- （5）その他市長が必要と認める書類

2 申請受付期間は当該年度の4月1日から5月31日までの1回のみとする。ただし、交付決定額が予算額に満たない場合は、別に受付期間を設けることができる。

3 市長は、補助金の交付予定額が、予算の範囲を超えると判断した場合は、前項の規定にかかわらず補助申請の受付を終了することができる。

4 第1項第1号に定める事業計画書は、起業及び個人は仙北市商工会、その他の支援機関等の指導及び支援を受け作成しなければならない。

（補助対象期間）

第8条 補助対象期間は、補助金の交付を決定した年度内とする。

（補助金の交付決定等）

第9条 市長は、第7条の規定による申請を受理したときは、仙北市中小企業活性化支援事業補助金審査委員会設置要領に定める審査委員会（以下、「審査委員会」という。）で採否を決定し、仙北市中小企業活性化支援事業採否及び補助金交付の決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。なお、審査結果については如何なる場合であっても公表しない。

2 市長は、前項の補助金の交付決定を行う場合において、次に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- （1）審査委員会で交付決定となった者に対して、事業計画の一部の修正を命じることができる。
- （2）この補助金により取得した資材、機材等を事業の完了によって処分した場合において、相当の収入があったときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- （3）この補助金により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けて処分した場合において、相当の収入があったときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。

（補助金の交付決定取消等）

第10条 市長は、次の各号に該当する場合、交付決定の取り消しを行うことができる。

- （1）本交付要綱にそぐわない事業
- （2）専ら資産運用的性格の強い事業
- （3）本事業で購入した設備等を自ら占有し、事業の用に供することなく、特定の第三者に長期間貸与させるような事業
- （4）申請時に虚偽の内容を提出した事業者による事業

（５）申請要件を満たさない事業

（変更の承認申請）

第11条 第9条の規定により補助金の交付決定通知を受けた申請者が事業計画を変更しようとするときは、仙北市中小企業活性化支援事業費変更申請書（様式第4号）を、遅滞なく市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請を承認したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第12条 申請者は、事業が完了したときは、速やかに仙北市中小企業活性化支援事業補助金実績報告書（様式第5号。以下「事業実績報告書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （１）収支決算書（様式第6号）
- （２）補助対象経費の領収書の写し（工事、購入備品等の領収書）
- （３）事業に係る写真（着手前、工事中、完成後、購入備品等）
- （４）法人登記、定款、開業届出書など事業の内容が分かる書類の写し
- （５）その他市長が必要と認める書類

（補助金の確定及び通知）

第13条 市長は、前条の規定に基づく事業実績報告書を受理したときは、速やかにその審査を行い、補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、仙北市中小企業活性化支援事業補助金交付確定通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第14条 申請者は、前条の規定に基づく確定通知を受けた場合は、速やかに補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、申請者から前項の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。
- 3 市長は、申請者において市に納入すべき税、使用料及び分担金等について未納のあるとき、その他市に対する債務の不履行のあるときは、補助金を交付しないことができる。

（状況報告）

第15条 申請者は、各年度の当該事業の遂行状況を、補助事業が完了した年度の翌年度から3年を経過するまで毎年、仙北市中小企業活性化支援事業補助金事業実施状況報告書（様式第9号。以下「状況報告書」という。）により市長に報告しなければならない。

- 2 状況報告書は、当該年度の翌年度の4月30日までに提出しなければならない。

（補助金の返還）

- 第16条 市長は、申請者が、虚偽その他不正な手段により、補助金の交付を受けたときは、交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。
- 2 申請者が、補助事業完了後3年未満で当該事業を中止した場合は、補助金を全額返還させることができる。

(財産の管理等)

- 第17条 申請者は、補助事業により取得した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効果的な運用を図らなければならない。ただし、市長が適用と認めるときは、他の目的に使用することを妨げるものではない。
- 2 申請者は、当該補助事業で得た財産等を償却資産として申告した場合、償却資産申告書（償却資産課税台帳）の写しを事業実績報告書又は状況報告書に添付すること。

(その他)

- 第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。
- この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。
- この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。
- この要綱は、平成30年10月 1日から施行する。
- この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する。
- この要綱は、令和 2年 4月 1日から施行する。
- この要綱は、令和 4年 4月 1日から施行する。
- この要綱は、令和 5年 4月 1日から施行する。
- この要綱は、令和 6年 4月 1日から施行する。
- この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表１（第４条関係）

補助対象外とする業種（日本標準産業分類に準拠）

1	農業
2	林業（素材生産及び素材生産サービス業を除く。）
3	漁業
4	運輸業、郵便業のうち郵便業
5	金融、保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）
6	医療、福祉の医療業のうち病院、一般診療所及び歯科診療所及び保健衛生、社会保険・社会福祉・介護事業
7	複合サービス事業
8	以下の業種
(1)	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項各号に定める風俗営業及び同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第 11 条に規定する接客業務委託営業等、同法に基づく許可又は届出が必要な業種
(2)	易断所、観相業、相場案内業
(3)	競輪・競馬等の競争場、競技団
(4)	芸ぎ業、芸ぎあつ旋業
(5)	場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業
(6)	興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。）
(7)	集金業、取立業（公共料金又はこれに準じるものは除く。）
(8)	宗教
(9)	政治・経済・文化団体

別表２（第５条関係）

補助対象経費

起業等に伴う経費
・ 施設整備費（建築、電気設備、内装工事、看板等構築費） ・ 機器等購入費（機械器具費、備品設備費等） ・ 通信機器購入費（その事業の用に供すると認められる場合のみ） ・ システム開発費（導入済みシステムの単純更新費や運用保守費等を除く） ・ その他事業開始に係る経費（広告宣伝費、その他市長が認めるもの）